

令和3年度 第13回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年10月11日（月）13時30分～16時27分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、上野委員、酒井委員、田中稲子委員、田中修三委員、田中伸治委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、
欠席委員	押田委員、片谷委員、五嶋委員、中西委員、横田委員
開催形態	公開（傍聴者 8人）
議 題	1 (仮称) 横浜市中区海岸通計画 第2分類事業判定届出書について 2 (仮称) 北仲通北地区B-1地区新築工事 計画段階配慮書について 3 (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 環境影響評価方法書について 4 (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価方法書について
決定事項	令和3年度第11回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
<p>議事</p> <p>1 令和3年度第11回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) (仮称) 横浜市中区海岸通計画 第2分類事業判定届出書について</p> <p>ア 諮問</p> <p>イ 第2分類事業に係る判定手続等について事務局が説明した。 質疑、特になし</p> <p>ウ 第2分類事業判定届出書添付資料の概要について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明ありがとうございました。 ただいまの事業者の方からの御説明について、委員の方が何か御質問、御意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。発言されたい方は、挙手をお願いいたします。いかがですか。</p> <p>【菊本委員】 3点質問させていただきたいと思いますが、まずスライドの15枚目を見せていただきたいのですけれども、ここの御説明だったのですけれども、基本的には汚染物質は滞留しやすいような地域ではないと考えられます、ということですが、この一番下の気象に書いてあるところで「光化学オキシダントを除き」と書いてあるということは、光化学オキシダントについては、環境基準に適合していないのかなというふうにも思うのですけど、この点について、御回答いただきたいと思います。あと2つありますけど、ちょっと別々の内容になりますので、まずこちらからお伺いしましょうか。</p> <p>【奥会長】 はい、お願いします。</p> <p>【事業者】 光化学オキシダントの環境基準値不適合ということでございますけれども、こちらの地区に限った話ではなくてですね、日本全国と言いますか、広域的な現象というふうに考えております。そういったところもありますので、この地域そのものが何か滞留しやすいとか、そういった特徴的な場所ではない、という意味合いで、このような記載をさせていただいております。</p> <p>【菊本委員】 はい、分かりました。この計画されている地域一帯はもう基本的に環境基準に適合しない、同じような値になっている、ということでしょうか。</p>	

- 【事業者】 オキシダント（光化学オキシダントの意）に関しましては、全国的な傾向と言う理解でございます。
- 【菊本委員】 分かりました。2つ目ですけれども、26 ページ目のスライドを見せていただきたいのですけれども。計画建築物の建設前後で、建築後の（防風）対策後ですかね、ランク4というのが無くなった、というような御説明で、この通りになればすごくいいなと思うのですけれども、防風対策というのが、基本的には樹木で対策するという形になっていて、対策がない場合の計算結果もあれば、御説明いただきたいのが一点と、それとこの対策に関しては樹木で対策するので、例えば落葉樹で対策する場合というのは、効果が季節によって変わることもあり得ますし、この防風対策の効果が確実に得られるような手法になっているか、これを2つお伺いしたいと思います。
- 【奥会長】 はい、お願いいたします。
- 【事業者】 まず、防風対策の話からさせていただきますと、（スライドではなく図書の）資料編の13ページ、お手元でございますでしょうか。こちらの真ん中にですね、「資料図 4-1 防風植栽位置図」という図面がございます。黒地に黄色丸（ランク3）が一点ございますけれども、これはですね、常緑の高木ということで、緑化による対策木ということで検討させていただいた結果を、このスライド（26 ページ）に表現させていただきました。この1本の高木・常緑ということで対策した理由といたしましては、先ほど（スライド26 ページで）御覧いただきました、この地点の付近にですね、1か所だけ、ランク4という結果が出ておりましたので、これをどういったもので対策ができるかということで、これを見込まさせていただいたということになります。ですので、この1本の常緑・高木を見込まない場合には、1地点だけランク4というのが出ていたというのが、何も対策がないときの検証結果になります。以上でございます。
- 【菊本委員】 分かりました。その1点ということは、建設前に比べてランク4の箇所としては減ってはいる、ということですね。
- 【事業者】 従前、左側のこのスライド（スライド26ページの左図の意）にありますとおり、県警本部さんの前面に3地点ほどランク4と地点がございましたが、この建物が建つことによりまして、こちらに主に冬場の卓越風が北風になりますので、それを少し防ぐような形になっているかと思えます。その一方で、元々「緑（ランク1）」ですとか、「青」（ランク2）」があった部分については、計画地近傍に風が逆に手前で縮流されるという形になりますので、この既存建物と新築建物の間は黄色いランク3という若干現状よりもランクが厳しくなるという結果になってございます。
- 【菊本委員】 分かりました。3つ目最後の質問ですけれども、28枚目のスライドを見せていただきたいのですけれども、こちらの内容で「工事中②」と記載されているところで、「交通混雑」に関連するところで、この「掘削土を減らし」と書いてあるのですけれども、具体的に掘削土を減らすというのは、どういう方法で減らすのでしょうか。
- 【事業者】 掘削土を減らすというのは、なるべく地下を掘らないという非常にシンプルな考え方になります。あまり地下を掘らない計画ということで、現在の地下1階まで掘る計画ということで、計画の方を進めさせていただいております。

- 【菊本委員】 その計画ですと、工事中の交通混雑というのは回避できる、というふうな考えですか。
- 【事業者】 現状ですね、特に工事中の交差点処理につきましては、特に検証は行っておりません。相対的な比較ということで、車両をなるべく抑えるということで、関係するということで、地下についてはあまり掘らない計画ということを目指している、ということに記載させていただきました。
- 【菊本委員】 分かりました。私からは、以上です。
- 【奥会長】 ありがとうございます。他の委員の方はいかがですか。
特にないようでしたら、私からは2点お伺いしたいのですが、横浜郵船ビル、これは横浜市景観計画の中でも歴史的建造物に位置付けられていて、スライド5（ページ）においては、先ほどの御説明ですと、建物の大部分を保全する、とおっしゃっていたかと思いますが、大部分というのがどこをどの程度指しているのか、そこを教えていただきたいというのが1点目です。それから、2点目がスライド29（ページ）の歩行者の安全のところで、「仮設歩道」を設置するなどをされるということがありましたけれども、具体的にどの箇所に仮設歩道を設置される予定なのか、その箇所について教えていただきたいというのが2点目です。よろしくお願います。
- 【事業者】 日本郵船です。外観の大部分というのは、今、この横浜郵船ビルを歴史的建造物として認定していただく中で、より良い使い方は何かないだろうかと、どういう使い方がより良いのだろうか、ということに関係者で検討していきまして、今残っている建物自体を大きく手を加えるのではない、のですけれども、ほぼ残すというのは、そういう観点で、ただ例えば、中の使い方によっては、例えば、建物の一部に少しだけ、もしかしたら手を加えるようなことはあるかもしれないのですけれども、ただ、具体的にまだそう決まっているわけではないですし、極力、この外観の部分を保存する方向でいきたいと思っております。元々の計画ではですね、海側に一部、この横浜郵船ビルの一部を削って海側にどんと（高層建築物が）立つようなイメージも持っていたのですけれども、基本的に削るとかそういうことはしないでですね、基本的に、外観の部分はほぼこのまま、今の形のまま残す、ということで検討を進めていると。なので、ちょっと言い方としては、大部分ということを行っていますけれども、外観についてはあまり手を加えずに何とか残す、ということで今検討している状況でございます。
- 【奥会長】 分かりました。外観については、補修とかそういったことはされるかもしれませんが、基本的にはこの見た目は残していくと。
- 【事業者】 そうですね。海側の一部は増築されていたりする部分もあるので、その部分の取り扱いなんかは横浜市さんの御意向も御相談しながら進めていきたいなと思っております。基本的には大きく削るとか一切ない、ということですね。
- 【奥会長】 是非、横浜市と十分に相談されて、しっかりと残すところは残していただければと思います。
- 【事業者】 かしこまりました。2点目の歩行者の安全性でございますけれども、こちら（スライド29 ページで）②と記載させていただきました。「必要に応じて仮設歩道を設け」ということになりますので、このあたりは、実際警察さん等とですね、実際の施工段階において必要となるかどうかについて

は相談させていただいた上で、判断していくということになりますので、現段階で特にどこの場所でということの計画はございません。

【奥会長】 そうですか。車両の走行ルートは、もう分かっているわけですよね。

【事業者】 保存建物（横浜郵船ビルの意）以外のところは工事エリアになってまいりますので、計画地の前面、南西側になりますでしょうか。県警本部さんに近いところ。それから、北側の細街路、海側のところ、そのあたりに工事車両の出入口が出てくることになるかと思いますが、そこで工事をする際に必要となる場合には、適宜、警察さんとも御相談させていただきたいというふうに考えております。

【奥会長】 分かりました。近隣に保育園、幼稚園でしたか（スライド 18 ページ）、幼児が通るような場所もあるようですので、是非十分な配慮をお願いしたいというふうに思います。

【事業者】 はい、承知いたしました。

【奥会長】 ありがとうございます。他の委員の方はいかがですか。藤倉委員、お願いします。

【藤倉委員】 今の幼稚園とか住宅に関連してなのですが、ちょっと位置関係が分かりにくいので、もう一度確認したいのですが、例えば「日影」の（スライド）23 ページの図でですね、横浜郵船ビルがある計画地の（隣の）左側の口の字になった建物は住宅ですよね。

【事業者】 はい。

【藤倉委員】 幼稚園もこの中に入っているような感じでしょうか。

【事業者】 建物の確か1階部分ですね、はい、ございます。

【藤倉委員】 住宅への日影は冬至日にあっても2時間以内、というのは、1時間の日影がかかっているけれども大したことではない、という趣旨でよろしいですか。

【事業者】 2時間がよいのかどうか、というのはございますけれども、この建物としての日影を単独で見ますと、そのような結果になっております。

【藤倉委員】 あと他には住宅はあるのでしょうか。この口の字の建物以外、海岸通何とか住宅以外に。

【事業者】 はい、今、カーソルで示しております7001号線の対面ですね、小型のマンションがですね、いくつかございます。

【藤倉委員】 ですから、（日影が）夏至日に少しかかる、という趣旨ですよね。

【事業者】 はい、夏至日に、（スライド 23 ページの）右側の図面でいきますと、はい、この辺り（横浜郵船ビルの対面）ですよね。

【藤倉委員】 この図面（スライド 23 ページの意）の北側というか、北東とか、（日影が）伸びている辺りは、住宅は一切ないという理解でよろしいですか。

【事業者】 今、カーソルで示しております北東部分の白抜きの部分につきましては、海域になってございます。

【藤倉委員】 はい、海ですね。その先も住宅はない、ということよろしいですか。

【事業者】 こちらの今、カーソルで示しております“新港地区”になりますが、こちら新港地区の方はですね、今のところ住宅はない、という状況になっております。

【藤倉委員】 北西側もない、ということよろしいですね。

【事業者】 北西側につきましては、北仲地区（北仲通北地区の意）にホテル（B-2地区のアパホテルの意）ですとか、そういったものが、本日もこの後に審

査される事業かと思いますが、ホテルが立地してございます。

(※注：正しくは、本日は北仲通北地区 B-1 地区に関する調査審議であり主用途はホテルではなく住宅である。)

【藤倉委員】 いわゆる住宅や小中学校等はない、ということですね。

【事業者】 小中学校は近隣にはございません。

【藤倉委員】 分かりました。それからもう1点、お尋ねしたいのですが、これはむしろ事務局に手続の件に関連するのですが、事業者さんもいらっしやったところでちょっと確認したいのですが、今日の御説明いただいた資料はかなり分かりやすく非常にありがたい、と思うのですが、これ、もし判定をしてですね、アセスを行わないとなった場合に、行く必要がない旨の理由の書面通知であるとか、公告、縦覧されるときに、今日、御説明いただいたこの資料というのは、市民には公開されるようなことになるのかどうか、あるいは、請求がないと公開されない資料になるのか。今日の御説明資料がどういう位置付けになるか、教えていただけますでしょうか。

【奥会長】 事務局、お願いします。

【事務局】 事務局から回答申し上げます。アセス審査会は附属機関でございますので、附属機関で用いた資料というものは公開になります。この資料について、アセス課のホームページに載るという形になります。

【藤倉委員】 分かりました、ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいですか。他の委員の方、いかがでしょうか。ございませんか、特に、よろしいですか。はい、それでは無いようでしたら、事業者の皆様、どうもありがとうございます。会場からの御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

オ 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。追加で御意見など、ございますでしょうか。ありましたら、お願いいたします。よろしいですか、特に無いようでしたら、事務局に確認しますが、今後、この案件については、どういう進め方になりますか。

【事務局】 一応、今回、11月に2回（審査会）を予定しているのですが、今日、特に宿題や次回説明しなければいけない、というものはいただきませんでした。ただし、気にかけていますのは、欠席の委員の方も何人かいらっしやるということで、一応欠席の委員の方に伺ってからどうするか、とことになるのかなとは思いますが、それでいかがでしょうか。

【奥会長】 そうですね、では、欠席の委員にも確認していただきたいと思いますが、本日御出席の委員の中でも、何かこういう資料が是非欲しい、用意して欲しいということが、もしございましたらお願いしたいと思いますが、特に、ありませんか、大丈夫でしょうか。分かりました。

それでは、御欠席の委員に確認をして、その上でまた次回以降の進め方については検討するというようにしたいと思います。

【事務局】 了解いたしました。

【奥会長】 ありがとうございます。では、本件につきましては、これで終了いたします。

(2) (仮称)北仲通北地区B-1地区新築工事 計画段階配慮書について

ア 配慮市長意見(案)について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見等をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。これまでの御指摘等が反映されているかどうか、十分に反映されているかどうか、御確認いただければと思いますが、いかがですか、大丈夫ですか。本日、御欠席の委員の、例えば横田委員とか中西委員の御発言を踏まえて、意見案を作ってくださいるところもありますので、こちらも御欠席の委員にも確認をしていただければと思います。これで十分意見が反映されたものになっているかどうかですね。

【事務局】 事務局、了解いたしました。

【奥会長】 はい、お願いいたします。御意見等ございませんか。大丈夫なようでしたら、本件に関する審議はこれで終了となりますが、本件は配慮書手続の段階ですので、審査会からの答申という形はとりませんが、事務局は審査会の意見を十分に踏まえた上で配慮市長意見書を作成するというところで、お願いしたいと思います。御欠席の委員も確認をしていただいた上で、配慮市長意見を固めていただければと思います。よろしく申し上げます。本件は、第1分類事業ですから、また今後、方法書、準備書の手続にどんどん進んでいくということになりますね、よろしいでしょうか。それでは、本件に関する審議はこれで終了となります。

(3) (仮称)深谷通信所跡地公園整備事業及び(4) (仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業について

(進め方について、配慮書段階と同様に効率的な審議のために両事業者が同時に入場、説明することについて事務局が説明し審査会の了承を得た。)

ア 諮問

イ 環境影響評価方法書手続について事務局が説明した。

質疑、特になし

ウ 環境影響評価方法書の概要について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 はい、ありがとうございます。ただ今の御説明について委員の方から御質問、御意見ありましたらお願いいたします。田中修三委員、どうぞ。

【田中修三委員】 私、4時頃には退室しなければいけませんので、最初にやらせていただきます。2点あるのですが、1つは「河川の水質」ですね、公園事業のスライドの56番ですね。ここに説明がございましたけれども、河川の水質については、このいわゆる「生活環境項目」を中心に調査をすることになっているのですが、この地域は土壤汚染の指定区域もございまして、それから最終処分場の跡地ということで、廃棄物処理法に基づく指定区域もあると。その後と言いますか、それ以外にまた南関東防衛局の調査によると土壤汚染の調査の結果、「数カ所で土壤汚染が含有量、溶出量等の基準の超過がある」ということが分かっておりますので、河川についても一応、暗渠化されるということではありますが、表層部分の形質変更を行うことによってですね、その表層部分の汚染された土壤汚染物質が河川に入ってくる可能性もない、とは言えませんので、「健康項目」についても是

非調査をしていただきたいと思います。それから、この地点1と地点2（公園スライド No. 57）というふうに、水質の測定地点を定められているのですが、ここは多分、暗渠になるのでしょうか、その地点2以降に谷戸川にずっとつながっていますね、本川と、そこまでの流域内に多分、対象事業実施区域も入っているのではないかと思いますので、地点2の下流の方の水質の調査も必要ではないかなと考えます。まず、この河川についていかがでしょうか。

【奥会長】 はい、お願いします、事業者の方。

【事業者(公園)】 御質問、ありがとうございます。今の質問についてお答えします。スライド56ページに「水質」ですね、河川の水質について、生活環境項目は書いてあるが健康項目がどうか、ということで、御質問を、御意見をいただきました。こちらについては、まだちょっと決定ではないのですが、（公園スライド56ページの）2行目ですね、「最終処分場跡地土地形質変更に係る施行ガイドライン」に示された調査方法に基づき調査」とありまして、こちらの項目については、まだ検討が、決定ができておりません。なので、健康項目についても、これから調査することを踏まえてですね、含めて、項目検討していければと思っております。

あと、調査地点2以降の下流についてですが、基本的には地点2がその敷地（対象事業実施区域の意）の最端ですので、一番外側ですので、こちらで調査すれば影響については把握できるのではないかと考えております。

【田中修三委員】 調査地点2よりも下流側で、この調査区域内の雨水が流入するところはないですか。全部、調査地点2よりも上流に集まるようになっていますか。多分、一部は下流に流れるのではないかと、この地形からして。

【奥会長】 はい、どうですか。

【事業者(公園)】 分かりました。そちらについても、これから御意見を踏まえまして、検討していければと思います。

【田中修三委員】 はい、分かりました。もう1点ですね、よろしいですか、続けて。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【田中修三委員】 「地下水」の関係なのですが、同じく56ですか、スライドの56、下にありますが、地下水について「湧水」については調査をすると、選定項目として調査をする、ということになっているのですけれども、地下水についても、先ほど申し上げた南関東防衛局による調査の結果ですね、土壌汚染が結構多いと、発覚しておりますし、指定区域もある、産業廃棄物最終処分場跡地もある、というようなことで、例えば、鉛の溶出量基準を超過した地点等もございますので、地下水の利用状況というのが、この方法書の中では、どうも私見当たらなかったのです。方法書では、地下水の利用状況は分からないのですけれども。地下水の利用状況、災害用井戸も含めてですね、この調査区域内だけではなくて、下流域の、周辺の災害用井戸を含めて、その井戸への影響、即ち、地下水の影響を、やはりある程度見る必要があるのではないかなという気がするのですが、仮に見る必要がないということであれば、その理由を根拠を、はっきりと皆さんが納得できるような根拠を、しっかり示していただきたいと思います。以上でございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。只今の御指摘について何か、御回答あり

ますか、現時点で。

【事業者(公園)】 地下水の井戸についても、そうですね、検討していきたいと思います。はい、ありがとうございます。

【奥会長】 はい、利用状況の調査も含めてということで、お願いいたします。それでは、田中修三委員、よろしいですか。

【田中修三委員】 はい、結構です。私は4時頃退出します。

【奥会長】 はい、分かりました、ありがとうございました。それでは、今、手を挙げていらっしゃる藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 はい、すみません、よろしく申し上げます。いくつかはあるのですが、最初に見せていただいた写真の、現地写真のところ、2点あります。まず(対象事業実施区域の状況のスライド)10ページのところですね、多分、現地視察があると思うので見られると思うのですが、今のこの時期(2021.7.28撮影)と、(現地視察予定の)冬だと、多分違うと思うので、この林の中が密閉しているのか、林床が開いているとか、もしそういう情報があれば、今でなくてもいいのですが、また現地視察のときにでも教えていただければと思います。

あと、12ページのところ、この林が事業計画区域の外だ、というふうにおっしゃっていたのですが、結局100mは調査範囲に入るといって、これは調査範囲に入っているということでしょうか。

【奥会長】 はい、どうでしょうか。

【事業者(公園)】 (対象事業実施区域の状況のスライド No.12 の)樹林地については、調査範囲に入っております。

【藤井委員】 ありがとうございます。あと、全体の話として、墓園整備事業と公園整備事業の方の調査結果ですよね、共有されるものでしょうか。結構、調査範囲、区域は分かれていますけれど、調査範囲は結構被っているように思うのですが、それぞれのエリアで、情報、調査結果を共有するのか、また、別々にやられるのか、というのはいかがでしょうか。

【事業者(墓園)】 調査結果については、現在もつながっている状況ですね、基本的には共有して、取り纏めていくことを想定しております。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。重複して同じことはやらない、ということですね。

【事業者(墓園)】 はい、そうです、はい。

【藤井委員】 はい、分かりました。あとですね、公園整備事業のスライド34と墓園整備事業のスライド34、同じページなのですが、ちょっと聞き逃したかもしれないのですが、墓園整備事業のところでは、建設工事等に関して「生態系」の部分に丸がついてない(“非選定になっている”の意)なのですが、公園整備事業の方には丸がついている(“選定になっている”の意)。これ、墓園の方に付かない理由というのは、すみません、ちょっと聞き逃したかもしれないのですが、もう一度教えていただけますでしょうか。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者(墓園)】 申し訳ありません、これは丸付きますので訂正させていただきます、申し訳ありません。

【藤井委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。あと、すみません、ちょ

っと私の方で方法書そのものを手元に持ってくるのを忘れてしまって確認できないのですけれども、「動物」の調査とか、その辺、今回のこのスライドでは調査地点であるとか、ラインセンサスのどこをやるのか、とかが出ていないのですけれども、方法書の方には出ていましたでしょうか。

【事業者(公園)】 こちらの図(公園スライド No. 40)は、方法書とほぼ同じものでして、ラインセンサスの位置等は方法書では示せておりません。

【藤井委員】 まだ決まってないということですか。他のところは調査地点が出ていて、「動物」の調査は調査地点もラインセンサスのルートも出ていない、というのは何故かな、と思ったのですけれども。

【事業者(公園)】 そうですね、必要に応じて審査会の中で御意見いただきましたので、示していければと考えております。

【藤井委員】 はい、よろしくお願ひします。あと、すみません、これも、聞き間違いとか、よく分からなかったのですけれども、墓園整備事業の方のスライド4のところ、ちょっと多分機械の声だったので、ちょっとよく分からなかったのかもしれないのですけれども、ちょうど真ん中のところ、「都市計画対象事業の種類、規模」のところ、「運動施設・レクリエーション施設等の建設」の後に「墓園」が入っているのですけれども、これはレクリエーション施設ができるわけではなくて、墓園がこのカテゴリーに含まれている、ということでしょうか。

【事業者(墓園)】 はい、その通りです。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。最後にちょっと一点だけ。公園整備事業のスライド7, 8ですね、「豊かな自然環境の創出」とか、いろいろこう書いて出しているのですけれども、このゾーニングの計画だけ見ると、全くそういうものが見えないのですけれども、どの辺に、どれくらいの規模で入るか、というものが、もし現段階で決まって、方針だけでも決まっていたら、教えていただけないでしょうか。

【事業者(公園)】 どの辺に、どのくらいというのは、今後、公園の詳細を検討していく中で決めていきたいと考えておりますので、現時点でお示しはできない状況でございます。

【藤井委員】 人が使う公園エリアの中に、人との距離を保った場所をつくる、というところは、担保されている感じでしょうか。

【事業者(公園)】 はい、そういったところも検討してまいりたいと考えております。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。私の方からは、以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。藤倉委員、どうぞお願ひします。

【藤倉委員】 はい、(公園整備事業の)PDFの6ページでスライドの11の「エリア構成と主な施設」のところなどに、産業廃棄物最終処分場跡地の指定区域がある、とお示しいただいているのですが、二つの指定区域それぞれについて、埋め立て終了したのはいつで、廃止されたのはいつか、ということが、分かれば教えてください。

もう一つ意見がありますので申し上げます。(公園整備事業の)PDFの36ページで、スライドの71になる「悪臭」なのですけれども、「予測手法」のところ、「予測項目」が「特定悪臭物質の濃度および臭気指数で表示される臭気の程度から必要な項目を選択」となっているのですけれども、これ臭気指数は必ずやって、特定悪臭物質は選択する、という方がよいのではないかと、思います。これだと、臭気指数もやらないように見え

るので、臭気指数は入れる、必ずやると、物質は適宜という方向でちょっと御検討いただいております。以上の2点です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか、事業者の方、今、お答えできる場所をお願いします。

【事業者(公園)】 「臭気指数」の方から、お答えさせていただきます。臭気指数については、そうですね、ここでは明記しておりませんが、今、御意見いただきました通り、必ずやり、「臭気濃度」ですね、濃度の方はこれから選択する、そのような形で進めていければ、と思っております。以上です。

【奥会長】 はい。

【事業者(公園)】 廃棄物処分場の詳細についてでございますけれども、現在詳細なデータがこちらにございませんので、一度持ち帰らせていただきまして、御報告をさせていただきますと思っております。

【奥会長】 はい、それは後日、ということをお願いいたします。藤倉委員、よろしいですか。

【藤倉委員】 結構です、よろしく申し上げます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他の委員の方いかがでしょうか。はい、宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 今の「産廃」の関係なのですけれど、終了とか廃止のときの他に“埋め立てたのはどんなものがあるか”は、既に分かっていたら教えていただきたいということです。それから、あと二つほどあります。水路の暗渠化ということですが、暗渠化の必要性というのはどういうことなのか、そもそも論ですけど、すみません、教えてください。

それから、もう一つは、外周道路の幅員が50mということですが、ちょっと分からないのですけれど、これ敷地内を横断して縦断している道路があるようですけれども、これの幅員をどのくらいなのでしょう、教えていただければと思っております。以上です。

【奥会長】 はい、3点ですね。はい、申し上げます。

【事業者(公園)】 廃棄物最終処分場で埋め立てたものの具体的にという御質問でございます。こちらにつきましても後日お調べしてですね、御報告をさせていただきます。

【奥会長】 はい。

【事業者(政策局)】 すみません、道路の幅員については確認をして、後日、御報告させていただきます。

【奥会長】 はい。水路については、こちら、そもそも御説明の中では、埋め立てをするとか、切り回しをするとか、という御説明もあったかと思いますが、どこをどのように改変するのか、そこを明確にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。その公園整備事業と墓園整備事業、どちらでやるのか、ということも、合わせてお願いいたします。

【事業者(墓園)】 水路の件について、水路の、北側にある水路の件について、お答えしたいと思っておりますけれども、この水路につきましても、切り回す、切り回すのは、外周道路の方に切り回す予定でございます。

【奥会長】 切り回して、どうするのですか。

【事業者(墓園)】 切り回して、水路部分は埋め立てを行います。水路の部分の埋め立てに伴いまして、その埋める部分の底が処分場でしたから、処分場の下の方の水が外の方に広がらないようにだとか、その辺の安全対策は併せて実施す

る予定でございます。

【奥会長】 はい、切り回した部分はどういうふうになるのですか。では、暗渠化なのか。

【事業者(墓園)】 切り回した施設につきましては、外周道路の下に設けます。

【奥会長】 下になるわけですね。

【事業者(墓園)】 まだ最終決定ではございませんが、今、暗渠化を予定してございます。

【奥会長】 はい、その必要性ということですね。そもそも切り回してしまうということと、暗渠化するということの必要性。

【事業者(墓園)】 必要性についてはいくつかございますが、まず1つ目としては墓園予定地の中で水路、写真(スライド対象事業実施区域のNo. 11, 13)にございましたけども、Vの字型にかなり広い面積であります。幅が20mから30m位ありまして、長さ的にも墓園のエリアで200~300mはございます。今、写真でございますけれども、そうしますと、かなりの面積、墓園の面積が少なくなるということ。

また、墓園の予定地の中にこういう水路がありますと、法的な解釈なのですけれども、1つの墓園として見ずにですね、水路で分かれてそれぞれ墓園が2つという見方をしてしまいますので、墓園を1つとして、1つの墓園として整備するためには、墓園の中に水路をそのまま置いておくことはできない。

また、この水路については、この当時、この形状で仕上げてはいるのですけれども、現在の基準でいうと、この形状については、安全上ちょっと問題もあるというふうにも聞いてございます。

それらのいくつかの点がございまして、水路の方は埋め立てて、水路の機能は外周道路の方に切り回す計画でございます。

【奥会長】 はい、宮澤委員、いかがですか。

【宮澤委員】 地下水の涵養とかそういう問題、湧水があるようですね、そういう問題については特に問題がないという御見解なのですか。

【事業者(墓園)】 はい、今、過去の調査においてもですね、ここの水に関しては水質の基準を超えてはいませんでした。今回、この環境影響評価を行うに伴いまして、また再調査もいたしますけれども、問題はない水ですけれども、ここの中の下の水が拡散しないように、というような対応も合わせて検討はしたいというふうに思っております。

【奥会長】 はい、いかがですか、宮澤委員。

【宮澤委員】 それ以上、僕には細かいことは分からないので、他にあれば、全部。

【奥会長】 今、御説明いただいた内容を整理して、また資料でお示しいただけますか、その資料を。

【事業者(墓園)】 はい、分かりました。

【奥会長】 埋め立てる、切り回す、暗渠化すると、その理由のところですね。

【事業者(墓園)】 はい、次、説明させていただきます

【奥会長】 お願いします。水路をいじると、結局、今でき上がっているこの周辺の生態系の影響ですとか、そういった水質への影響というのが想定されるわけですから、それも前提にした方法書の中身にしていただく必要がありますので、前提条件をこの時点で明確にしておいていただきたいと思います。

【事業者(墓園)】 はい、分かりました。

- 【奥会長】 それでは、お待たせしました、上野委員、どうぞ。
- 【上野委員】 はい、すみません、ちょっといろいろ読み切れていないところもあると思うのですが、質問させてください。「外周道路」ができるということで、その施設の供用のところでは、そこ外周道路を車が走るわけですよ。私、「騒音」とか「振動」というところで見ているのですが、その外周道路を走る車を騒音源として見た評価というのは考えていないと思うのですが、その辺はどういう扱いなのでしょう。
- 【奥会長】 はい、どうでしょうか。
- 【事業者(墓園)】 今のお話は、供用時という話でよろしいですかね。
- 【上野委員】 はい。
- 【事業者(墓園)】 はい、ありがとうございます。外周道路については、単独では延長が短くてアセスの対象にはなっておりません。そのため、供用時の外周道路の交通量の予測というのは、現在のところは考えておりません。
- 【上野委員】 その道路というか、そうすると、その施設が稼働というのが、外周道路の施設として供用する、ということだと思いのです。それが、基準に従ってやると、予測の対象とは考えなくていい、という理解で大丈夫なのか。
- 【奥会長】 そういう整理でいいかどうかですよ。
- 【上野委員】 はい。
- 【奥会長】 墓園整備事業では、墓園整備と外周道路整備は一体の事業として行われるという御説明でしたので、今のような上野委員の御指摘が出てくるのだと思いますが、いかがでしょうか。
- 【上野委員】 ちょっと気になったのがですね、ちょっと今まで出している「調査地点」が適切なかどうか、ということ、こう見ていこうとしたときに、影響を受けるであろう閑静な住宅地とか、それから施設建設工事の段階も含めてですけれども、そんな発生する地点に対して影響が大きいと思われるところを選んでいって、供用時に関しては、地点1、2というところですよ、現状の県道のところの評価をやるということだと思いのですけれども、そうすると、外周道路ができることによって、近隣に閑静な住宅地があるところに対する影響の評価というのが、多分やらないことになるということだと思いのですけれど、そこがちょっと気になっていて、今、御質問させていただいています。
- 【事業者(墓園)】 ありがとうございます。調査地点については、保全対象があるところという観点で、現在の敷地境界のところ、4地点ほど設定させていただいております(公園スライドNo.61)、一般環境としてはですね。
- それ以外の沿道については、やはり、かまくらみちが工事用車両、来園車両と共にですね、一番通る道となりますので、その北側・南側で1点ずつ調査地点として選定をさせていただいております。今後のその来園、供用時の外周道路については、ちょっと持ち帰らせていただきまして、また後日回答させていただきたいと思いのです。
- 【奥会長】 お願いいたします。よろしいですか、上野委員。
- 【上野委員】 はい、ありがとうございます。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、田中伸治委員、どうぞ。
- 【田中伸治委員】 はい、私も「外周道路」に関係する御質問なのですが、(公園)スライ

下の12枚目のところに「動線計画」ということで、道路のネットワークを示していただいているのですけれども、外周道路の南西部付近に「連絡道路」というのですか、青い太い矢印のものが、既存の環状4号線と繋ぐような形で予定されている。あと、北東側にも短いですが、環状3号線と同じく繋ぐような道路というのが、矢印で書かれているのですけれども、交通の将来の「供用時の予測」なんかは、これらの道路も出来ている前提で予測をするのでしょうか。

【事業者(墓園)】 予測については、現在のところ、連絡道路については供用していない前提で、予測を行う予定です。

【田中伸治委員】 そうですか、はい、分かりました。後はですね、「調査地点」の話なのですけれども。(公園)スライドの75枚目になりますけれども、調査地点が5地点ほどですね、交通量を調査するという示していただいているのですけれども、これらの場所がその周囲の道路ネットワークとどういう位置関係にあるのかが、ちょっとこの図では分からないので、先ほど見ていた12枚目のネットワーク上の交差点なのだとは思いますが、ちょっとこの図ではそれが分からないので、それが分かるように示していただきたいというのが、これはお願いします。

あとは、やはり「外周道路」と既存の県道402号線が交差するような場所は「ラウンドアバウト」になるという計画だったと思うのですけれども、そうすると、そのラウンドアバウトの評価をするためには、それぞれの方向から入ってくる車の交通量というのが必要なのですけれども、外周道路の交通量の予測は行わない、というような説明をさっきあったのですけれども、そのあたりはどのように考えていらっしゃるのか、ちょっと教えてください。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者(墓園)】 まず、ネットワークとの関係性については、資料を作成して後日お出ししたいと思います。それから、外周道路と既存道路とラウンドアバウトの交通量の将来予測ですね、こちらについても、まだ数量は出せませんが、考え方とかですね出せるものはちょっと検討して、後日お示しできればと考えております。

【田中伸治委員】 はい、分かりました、お願いします、以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。手を挙げていらっしゃる方はいらっしゃらないですかね。はい、ありがとうございます。

私から最後に1点ですけれども、「評価項目の選定」の表(公園スライドNo. 34, 35)を見せていただいたかと思いますが、「工事中」のスライドで「工事用車両の走行」のところで、一番下、「触れ合い活動の場」で、「工事用車両の走行」では丸が付いている(“選定している”の意)のですが、「建設行為等」は「触れ合い活動の場」に影響を与えるのではないかと思います。これ丸が付いてない(“選定していない”の意)のは、どういう理由ですか。既に、このエリア一部、地域の皆さんにも開放されているということなのですが、それが制限を受けるということが建設行為にもよってもある、と思うのですけれども、いかがでしょうか。

【事業者(公園)】 それはどのような、音とか、そういう考えですか。

【奥会長】 そもそも利用が制限されてしまうとかですね。

- 【事業者(公園)】 ありがとうございます。基本的に改変する場所というのは「工事用車両の走行」で含んでいると考えておりまして、工事現場に入れなくなる場所というのも含めて、「工事用車両の走行」に丸がついていると、そういう御理解をいただければと思うのですが。
- 【奥会長】 そういうことですね、工事用車両が入る場所は全てくまなく制限される場所は網羅される、というそういう理解で大丈夫ですね。
- 【事業者(公園)】 はい、お願いします。
- 【奥会長】 はい、分かりました、すみません、ありがとうございました。他はよろしいですか。
- 【事業者(公園)】 1点すみません、回答ちょっとできなかったのですが、1個補足させていただいてもよろしいですか。
- 【奥会長】 はい、どうぞ。
- 【事業者(公園)】 最初、田中（修三）委員の御指摘の「地下水」についてなのですが。
- 【奥会長】 はい、田中修三委員ですね。はい、どうぞ。
- 【事業者(公園)】 「地下水」のことが（方法書に）書かれてないということだったのですが、「有害物漏洩」という項目の中で、地下水については、何かしら検討はしておりまして、そちらも含めてちょっと回答していければと思っておりますので、今は何も書いてないというところではないということによって御認識いただければと思います。
- 【奥会長】 そうですか、方法書にその記載はある、あることはあるということですか。
- 【事業者(公園)】 はい、そうです、はい。
- 【奥会長】 どの箇所か、今、分かりますか。
- 【事業者(公園)】 （公園）スライドで言うと73ページに、「安全」という項目がありますが、この中の火災・爆発、有害物漏洩、有害物漏洩の方については、処分場跡地から出てくるのですよね、有害物については、調査して予測、評価をしていきたいと考えております。その中に地下水も含まれる、という事で、そちらについては、また後日資料としてお出しできればと思います。
- 【奥会長】 はい、分かりました、ありがとうございます。それでは、追加で御質問等、よろしいでしょうか。はい、それではないようでしたら、事業者の方への…。
- 【酒井委員】 すみません、よろしいでしょうか。
- 【奥会長】 酒井委員、どうぞ。
- 【酒井委員】 はい、ありがとうございます。この計画、ちょっと一見、見たところ大変よく（て）、市民にとって良い公園が出来るというのは、楽しみな計画だというふうに個人的には思ったのですが、ちょっと気になったのが、このエリアがその横浜市の「緑の10大拠点」の一部になっているということで、今ちょっとインターネットでもって10大拠点の資料を拝見したところなのですが、この中でこの地域の通信所の扱いというのは、今回出てきたそのプロジェクトに沿ったような形の記載、つまり、ここは緑多い公園にするということも10大拠点の中の一部としてあります、既に。計画済であるとか、扱い済である、ということが理解できました。それで、少し引っかけたのが、4号線への将来的なアクセス道路、方法書だと2-20ページ、スライドだとどの辺りなのかな、紫の太い線でもって描

かれています（公園スライドNo.12）南西側のところ、ここのところというのが、市街化調整区域になっていて、今農地が広がっているところで、ここの農地自体が緑の10大拠点の中で直接扱われているわけではないみたいなのですけれども、でも多分まとまった農地って、このエリアでもそんなに多くないみたいなので、ここのところ、例えば周回道路（“外周道路”の意）に繋ぐために、新たに太い道路の実現をして、道路を作るところに、作るみたいな話になるのはどうかな、というふうにちょっと思いました。その辺のことを、ちょっとお聞かせ願えますか。

【事業者(政策局)】 道路（連絡道路の意）につきましては、太く描いてあるのは、このどこを通るかということも未定で、今、検討している最中ですので、細くしてしまうと、自分のところを通るのだ、というような誤解を与えるということで、太くしてあります。実際にはですね、上下の2車線の道路に歩道がついたもの程度の道路ができる予定です。どこを通るか、未定の段階なので、太く描いたということで、道路については、これから、どこを通るかというのは検討、決めていくということになります。

【酒井委員】 農地をつぶして道路を通す、というのは間違いのない話なのですか。

【事業者(政策局)】 いや、そこまだ分からない。市街地、今ある既存の道路を拡幅するような形にするかもしれませんし、農地のとこにするかもしれない。そこも含めて、今検討しているというふうに聞いております。

【酒井委員】 （公園方法書p.2-20の図2.4.2をみると）この農地は幅200mぐらいで、その外周道路は50mぐらい。だから、それに匹敵するようなものを通すと、かなりその農地が…。

【事業者(政策局)】 いえ、（図2.4.2の青矢印の幅の道路をつくるのではなく、実際の道路幅は）片側1車線に歩道がついた道路です。50m道路（“外周道路”の意）というのは、中にサイクリング道路を作ったり、ジョギング道路を作ったり、というところがあって、50メートルの幅員をとっておまして、車線については、外周道路も基本的には片側1車線の道路であります。そこに付く道路ですので。ただ、幅として、この中（“図2.4.2の青矢印の中”の意）のどこかに通るんだよ、ということで、太く描いてあるということで、こんな太い道路ができるわけではございません。

【酒井委員】 分かりました。でも、出来ることは間違いのない訳です（か）。

【事業者(政策局)】 既存の道路になるのか、畑になるのか、分かりませんが、道路としてはつきます。

【酒井委員】 それはこの事業とは一体のものではないのですか。

【事業者(政策局)】 この事業というか、これは別の事業として、道路事業としてやる部分でございます。

【酒井委員】 アセスとは無関係に、それをやるという意味ですか。今回のアセスにはそれは含めないというのは、どういう理由なのですか。

【事業者(政策局)】 アセスの規模の対象としてですね、2車線道路と距離の関係で対象でないので外している、というところがございます。

【酒井委員】 でも、この計画と一体のものですよね、今回の公園・墓園事業と。

【奥会長】 道路（連絡道路）整備事業自体は、事業は（アセスとは）違うものだとしても、先ほども田中伸治委員からも御指摘があったかと思っておりますけれども、こちらの今回の対象、この計画地にアクセスするために、これらの道路整備をしていくということですよ。道路整備がなされれば、その分、

捌くことができる交通量というものも、自ずと見極められるといえますか、決まってくるわけで、それを前提に、交通計画だとか、その影響というのは、多分出されると、評価される、ということになるわけですので、なので、この事業自体を、道路事業自体を評価するということにならないにしても、その前提をどういう道路がここに通ると、どの程度そこからの、この計画地への流入があるのか、といったようなところを、多分お見せいただくといいのだろうということだと思っておりますが、そこはいかがですか。

【事業者(墓園)】 先ほど回答させていただいたとおり、予測の時にはこの道路ができてない前提で予測はしていきます。それから、この2つの連絡道路ですが、この事業とももちろん関係はないとは言いませんが、それだけのために作るものではないということから、対象事業としては別々のものとして取り扱っております。

【酒井委員】 この道路(連絡道路)というのは、今かなり具体的に御説明いただきましたけれども、この公園を作って市民に開放するに当たって、この道路というのは無いことが前提なのですか、その時点で。

【事業者(墓園)】 この事業とは別で、別の事業として動いておりますので。

【酒井委員】 法制度上、切り分けることができるということなのか、そういう理解なのかもしれませんけれども、しかし、それにしても説明の仕様というものがあろうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【奥会長】 はい、宮澤委員は、これ今の点との関連ですか。

【事業者(墓園)】 分かりました。この道路と、今事業の関係性と、その辺の整理については、次回改めて御説明させていただきたいと思っております。

【奥会長】 はい、もう一度、そこは改めて整理した上で御回答ください。酒井委員、よろしいですか。

【宮澤委員】 すみません、宮澤です、いいですか。

【奥会長】 関連ですね、はい、どうぞ。

【宮澤委員】 全く酒井委員と同意見でして、基本的にこれが別事業だからというのは、少なくとも、この公園の造成の目的にこの道路は大きく関係しているわけですから、少なくとも、外周道路がこういうものでこういう中身を大体考えているとかですね、その辺がないと公園への影響とかですね、関係とか、なかなかいろんな事態を判断するときに、委員の先生方は判断できないと思うので、この情報はやっぱり大事だと思います。よろしくお願ひします。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。このように(公園方法書p.2-20の)「施設配置計画図」の中にも落とし込んであるわけですからね。別事業で入れない、という説明は、なかなか理解が得られにくいということだと思いますので、十分な御説明を次回お願いいたします。

はい、それでは、よろしいですか。他の委員の方は、大丈夫でしょうか。はい、それでは、また次回以降、事業者の方から資料等も整えていただいて、御回答をいただくということになるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。では、事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

【奥会長】 では、審議に入ります。御意見等を追加でございますか。よろしいでしょうか。酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】 事業者に質問というわけではないのですが、これは Google で今、オンラインのいいところをもって、現地を写真モードにして拡大して見るとよく分かって、現地に行く必要のないような気もするのですが、「水路」のこと、私もこの前の下瀬谷のことも上瀬谷のこともあるので、水路が気になって、この水路は、下流の方で暗渠になっているようで大丈夫なようです。

【奥会長】 はい、その上瀬谷と違うところかもしれない。

【酒井委員】 皆さんにちょっと拡大してちょっと見ていただくのがいいかな、はい。

【奥会長】 分かりました。はい、ありがとうございます。他、よろしいですか。それでは他にないようでしたら、本件に関する本日の審議はこれで終了とさせていただきます。本日の審議内容につきましては後日会議録案で御確認くださいよう、お願いいたします。

では、以上で本日予定されておりました審議は全て終了いたしましたので事務局にお返しいたします。

【事務局】 はい、それでは、本日の審査については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

- 資 料
- ・ (仮称) 横浜市中区海岸通計画が環境に及ぼす影響について (諮問) (写) **事務局資料**
 - ・ (仮称) 横浜市中区海岸通計画 計画段階配慮書手続及び第2分類事業に係る判定手続について **事務局資料**
 - ・ (仮称) 横浜市中区海岸通計画 第2分類事業判定届出書添付資料の概要 **事業者資料**
 - ・ (仮称) 北仲通北地区B-1地区新築工事 配慮市長意見(案) **事務局資料**
 - ・ (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業に係る環境影響評価方法書について (諮問) (写) **事務局資料**
 - ・ (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業に係る環境影響評価方法書について (諮問) (写) **事務局資料**
 - ・ (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 環境影響評価方法書に係る手続について **事務局資料**
 - ・ (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価方法書に係る手続について **事務局資料**
 - ・ (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 対象事業実施区域の状況 **事業者資料**
 - ・ (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 環境影響評価方法書の概要 **事業者資料**
 - ・ (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価方法書の概要 **事業者資料**